

取引条件書

第 28 回 スポーツ協会ウォーキング 富士山の麓 東海道自然歩道 田貫湖ウォーク

出発日：2024.11.17（日） 旅行代金：3,000 円（1 人あたり）

下記取引条件は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

●募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、公益財団法人静岡県スポーツ協会（以下「当協会」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加される旅行者は当協会と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます。）を締結することとなります。

(2)契約の内容・条件は、ウェブサイト、パンフレット、本書面、出発前にお渡しする確定書面及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当協会約款」といいます。)によります。なお、下記旅行条件と別途お渡しする取引条件説明書面（共通事項）に記載された条件との相違がある場合は、下記旅行条件が適用されます。

●お申込み条件

お申込み時点で 20 歳未満の方は、親権者の同行または同意書が必要です。また、出発日時点で中学生以下の方は、20 歳以上の保護者の同行を条件とさせていただきます。

●お申込みと契約の成立

所定の申込用紙またはウェブフォームに必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をした上で、当協会あてご提出ください。旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、旅行代金（参加料）を受領した時に成立します。

●旅行代金（参加料）のお支払い

旅行出発日当日にお支払いください。

●旅行者による旅行契約の解除

旅行者は取消料をお支払いいただくことなく、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、旅行契約解除のお申し出の受付は、当協会の営業時間内とします。

●旅行代金（参加料）に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、旅行者の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は旅行代金（参加料）に含まれません。）

取引条件書

●旅行者の責任

旅行者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為もしくは旅行者が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

●個人情報の取扱い

当協会は、お申し込みの際に提出された書面に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡ために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。このほか、当協会はサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

●特別補償

当協会は、当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意過失の有無にかかわらず、当協会旅行業約款特別補償規程に基づき、旅行者が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金(1500万円)、後遺障害補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行の旅行者1名につき15万円を上限とします。)を支払います。

●旅行条件の基準

この旅行条件は、2024年9月1日を基準としています。

●その他

この旅行に関して、ご不明な点がございましたら、記載の当協会旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

■旅行企画・実施■

静岡県知事登録旅行業第2-664号

一般社団法人全国旅行業協会正会員

公益財団法人静岡市スポーツ協会

〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金3-1-10

ツインメッセ静岡 西館2F(平日8:30~17:15)

TEL: 054-654-5151 FAX: 054-283-6777

国内旅行業務取扱管理者：後藤康太